

学校における

新型コロナウイルス感染症対応
ガイドライン（改訂版）Ver.3

令和3年（2021年）9月

山 口 県 教 育 委 員 会

学校における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（2021.9改訂）

I 学校における感染防止等に向けた対応方針

II 教職員の感染防止に向けた対応方針

1 職員室・事務室・準備室等における対策

（1）新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

（2）妊娠中の女性教職員への配慮

2 教職員の移動の際の感染防止対策

3 教職員の勤務・サービス

（1）教職員がPCR検査を受けることとなった場合の対応について

（2）新型コロナウイルス感染症に係るサービスの取扱い

III 感染者が発生した場合の対応計画

1 校内体制の整備（例）

2 校内で感染者が発生した場合の対応

（1）対策本部や各チームにおける対応（例）

（2）初動対応の詳細（例）

（3）校内で感染がまん延した場合の対応

3 連絡体制の整備と確認

（1）関係機関への連絡

（2）教職員との連絡

（3）保護者、児童生徒等との連絡

（4）連携体制の引継ぎ

別紙1 新型コロナウイルス感染に係る情報整理（月 日 時 分）

別紙2 感染者（ ）との接触者リスト（月 日時点）

別紙3 緊急連絡先一覧

参 考 学校等における感染症対策チェックリスト

○ 参考資料

資料 1	健康観察カード
資料 2	発熱などの症状がある方へ
資料 3-1	身のまわりを清潔にしましょう。
資料 3-2	ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう
資料 3-3	「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項
資料 4	「『新しい生活様式』を踏まえた学習指導について」について（通知）」 （令和3年8月30日付け令3教高第493号）

- 資料 5 「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」
(令和2年5月21日付け事務連絡)
- 資料 6 「学校の水泳授業における感染症対策について」
(令和3年4月12日付け事務連絡)
- 資料 7 「令和2年度における修学旅行の計画・実施について」
(令和2年7月17日付け事務連絡)
- 資料 8 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」
(令和2年12月10日付け令2教安体第633号)
- 資料 9 「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について(令和2年12月21日時点)」
(令和2年12月21日付け事務連絡)
- 資料10 「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた児童生徒等の定期の健康診断実施に係る留意事項について」
(令和3年4月16日付け令3教安体第95号)
- 資料11 給食指導(「食に関する指導の手引」山口県教育委員会)
- 資料12 衛生点検表
- 資料13 「学校での昼食後の歯みがきについて(依頼)」
(令和3年2月12日付け令2教安体第741号)
- 資料14 「新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別、いじめの防止等の徹底について」
(令和2年11月20日付け令2教安体第594号)
- 資料15 「新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する差別や偏見の防止について」
(令和3年4月12日付け令3教安体第62号)
- 資料16 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応の徹底について」
(令和3年4月26日付け令3教職第84号)
- 資料17 「「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正について」
(令和3年2月19日付け令2教職第697号)
- 資料18 「教職員が在宅勤務を行う場合の取扱いについて」
(令和2年4月16日付け令2教職第62号)
- 資料19 「「職務に専念する義務の特例に関する規則の運用について」の一部改正について」
(令和2年6月11日付け令2教職第217号)
- 資料20 「「職務に専念する義務の特例に関する規則の運用について」の一部改正について」
(令和3年6月2日付け令3教職第200号)
- 資料21 「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」
(令和3年8月31日付け令3教安体第536号)

ガイドラインの活用にあたって

- このガイドラインは、今後、新型コロナウイルス感染症のまん延が全国的に見て収束するまでの当面の間、学校が取り組む対応について示したものである。
- 文部科学省ウェブページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」に掲載される最新の情報を常に確認し、参考にする。
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

I 学校における感染防止等に向けた対応方針

基本的な感染防止対策及び教育活動実施上の留意点等については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」及び「教育活動の実施等に関するQ＆A」に基づいて対応する。

※「教育活動の実施等に関するQ＆A」は、文部科学省ホームページを参照
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00032.html

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応については、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）」に基づいて対応する。

資料2 1

なお、学校給食については、以下の点も踏まえる。

- ・ 各学校で作成している、給食指導にかかわる計画等に基づき、衛生管理等について全教職員が確認の上で、適切に指導する。特に、配食の前に、配膳台や机上等を清潔に保つ。
- ・ 食事中は、机上にハンカチ等を置いて、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。
- ・ 学校給食従事者（受配校の配膳員、配送者職員を含む）、寄宿舎の調理員等は、日常行っている個人別の健康状態の確認について、「検温、咳等」を加えて特に注意し、確認、記録する。
- ・ 検収を行う際にも「3つの密」を避けたり、業者から物品の直接の手渡しを控えたりするなどの工夫をする。
- ・ 医療的配慮等が必要な児童生徒等への給食等の提供については、必要に応じて、個々に作成したマニュアルや手順書等に従い、特に衛生面に留意する。

※ 参考資料

資料 1	健康観察カード
資料 2	発熱などの症状がある方へ
資料 3-1	身のまわりを清潔にしましょう。
資料 3-2	ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう
資料 3-3	「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項
資料 4	「『新しい生活様式』を踏まえた学習指導について」について（通知）

（令和3年8月30日付け令3教高第493号）

- 資料 5 「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」
(令和2年5月21日付け事務連絡)
- 資料 6 「学校の水泳授業における感染症対策について」
(令和3年4月12日付け事務連絡)
- 資料 7 「令和2年度における修学旅行の計画・実施について」
(令和2年7月17日付け事務連絡)
- 資料 8 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」
(令和2年12月10日付け令2教安体第633号)
- 資料 9 「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について（令和2年12月21日時点）」
(令和2年12月21日付け事務連絡)
- 資料 10 「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた児童生徒等の定期の健康診断実施に係る留意事項について」
(令和3年4月16日付け令3教安体第95号)
- 資料 11 給食指導（「食に関する指導の手引」 山口県教育委員会）
- 資料 12 衛生点検表
- 資料 13 「学校での昼食後の歯みがきについて（依頼）」
(令和3年2月12日付け令2教安体第741号)
- 資料 14 「新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別、いじめの防止等の徹底について」
(令和2年11月20日付け令2教安体第594号)
- 資料 15 「新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する差別や偏見の防止について」
(令和3年4月12日付け令3教安体第62号)
- 資料 21 「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」
(令和3年8月31日付け令3教安体第536号)

Ⅱ 教職員の感染防止に向けた対応方針

職場内外での感染防止行動については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」及び「教育活動の実施等に関するQ & A」に基づいて対応する。

※「教育活動の実施等に関するQ & A」は、文部科学省ホームページを参照
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00032.html

1 職員室・事務室・準備室等における対策に係る留意事項

(1) 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

校長は、関係省庁、地方自治体等のホームページ等を通じて最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を教職員に周知する。

(2) 妊娠中の女性教職員への配慮

令和2年12月28日に厚生労働省において改正された「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」に基づき、校長は、妊娠中の女性教職員の母性健康管理を適切に図るため、必要な措置を講じなければならない。

厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

2 教職員の移動の際の感染防止対策

当面の間、以下の通知による対応とする。

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応の徹底について」

(令和3年4月26日付け令3教職第84号)

資料16

3 教職員の勤務・服務

(1) 教職員がPCR検査を受けることとなった場合の対応について

- ・ 教職員がPCR検査を受けることとなった場合には、直ちに校長に報告する。
- ・ 校長は、教職員がPCR検査を受けることとなった時点で、教職員の時系列での行動記録の整理を行う。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る服務の取扱い

当面の間、以下の通知による対応とする。

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正について」

(令和3年2月19日付け令2教職第697号)

資料17

「教職員が在宅勤務を行う場合の取扱いについて」

(令和2年4月16日付け令2教職第62号)

資料18

「職務に専念する義務の特例に関する規則の運用について」の一部改正について」

(令和2年6月11日付け令2教職第217号)

資料19

「職務に専念する義務の特例に関する規則の運用について」の一部改正について」

(令和3年6月2日付け令3教職第200号)

資料20

ア 取得できる休暇等

態 様	取得できる休暇等	備考
職員に新型コロナウイルスへの感染（疑似症も含む）が確認された場合	職務専念義務免除	資料19
職員が検疫法に基づく「停留措置」を受けた場合	特別休暇 (出勤困難)	資料17
検疫法又は感染症法に基づき、職員又はその親族が外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		
職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		
学校等の臨時休業による子等の世話のために出勤できない場合等		
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合	職務専念義務免除	資料20
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種との関連性が高いと認められる症状（副反応としての発熱、頭痛、倦怠感等のほか、負傷又は疾病の症状を含む）により療養する必要がある場合		

イ 在宅勤務の対象 資料 1 7 資料 1 8

【臨時休業が行われている場合】

校長が指定した教職員

【臨時休業が行われていない場合】

下記対象者 1 又は対象者 2 のうちの希望者（会計年度任用職員を除く）

- 出勤しないことがやむを得ないと校長が認めた教職員（対象者 1）

例：重症化リスクが高い（基礎疾患がある、妊娠中等）、感染疑いの者と同一空間に一定時間以上いた、特定警戒都道府県から通勤している、出勤しないことについて医師又は保健所等の公的機関からの指導・助言があった等

- 3（2）アの特別休暇の対象となる教職員（対象者 2）

Ⅲ 感染者が発生した場合の対応計画

基本的な対応については「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）」に基づいて対応する。**資料2-1**

各学校は、以下の1～3に示す対応例等を参考にしながら、学校の実情に応じて校内体制を整備し、感染者発生時の対応計画を作成する。

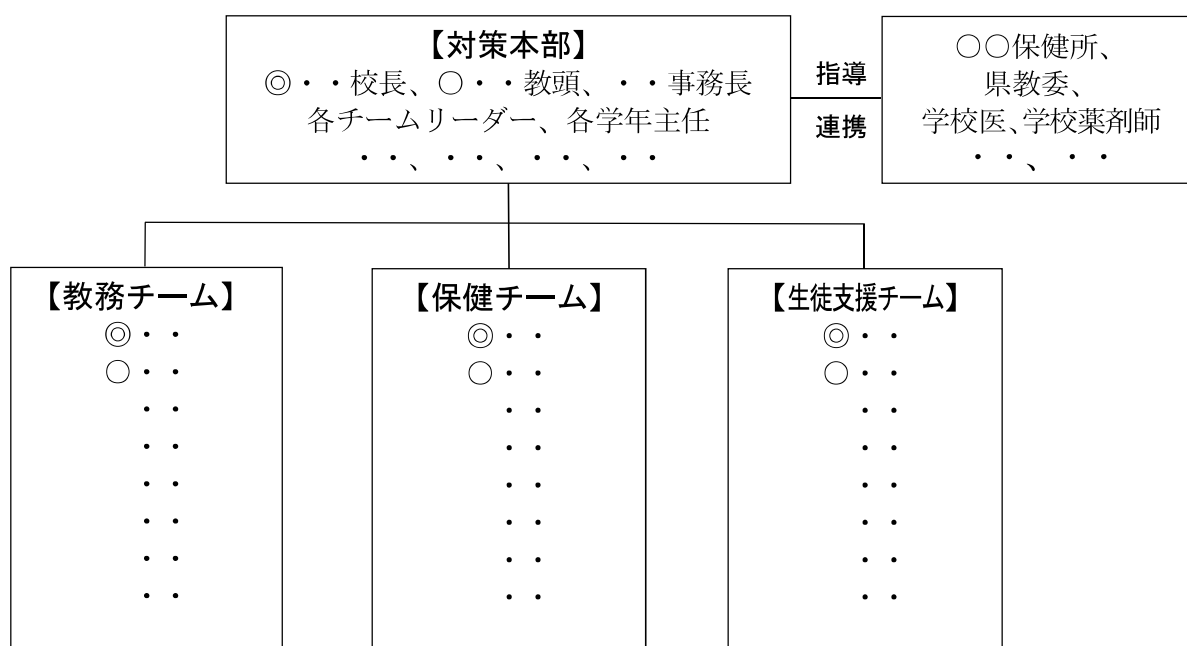
1 校内体制の整備（例）

- ・ 教職員又は生徒に感染者が発生する場合を想定し、当面の間、対策本部を始め、教務チーム、保健チーム及び生徒支援チームを設置する。対策本部や各チームが担う主な役割は、次の表のとおりとする。

対応チーム	主な役割
対策本部	対応の総括・指示、保健所との連絡・調整、情報発信、記録
教務チーム	学校行事の調整、学習課題の集約、学習指導方法等の検討
保健チーム	感染防止対策の指導、生徒の健康状況の集約
生徒支援チーム	生徒の健康状況・学習状況の確認、心のケア

- ・ 組織図は次の図のとおりとする（◎リーダー、○副）。対策本部は、保健所の指導の下、県教育委員会や学校医、医療機関等と連携し対応を決定する。

なお、教職員が感染者又は濃厚接触者となる場合も考えられるため、当初の予定からのメンバー変更や、少ない人数による業務運営などを想定しておく必要がある。



2 校内で感染者が発生した場合の対応
(1) 対策本部や各チームにおける対応(例)

	対策本部	教務チーム	保健チーム	生徒支援チーム
担当者 ◎リガー ○副	◎・・・校長 ○・・・教頭(情報発信)・・・事務長 各チームリーダー、各学年主任、・・・	◎・・・(教務主任) ○・・・ ・・・	◎・・・(保健主任) ○・・・(養護教諭) ・・・	◎・・・(生徒指導主任) ○・・・(1年)・・・(2年)・・・(3年)・・・(教育相談)・・・
通 常 時	☐ 「学校等における感染症対策チェックリスト」 <u>参考</u> により学校の対応を確認 ☐ 感染防止対策の徹底 ☐ 感染者発生時の対応の徹底 ☐ 生徒・教職員・教職員等の健康状況の確認 ☐ 県内等の感染状況の確認 ☐ 教職員又は生徒のPCR検査受検等の情報を把握 →受検報告があった時点で感染者発生時の対応準備を加速	☐ 学習環境の確認 ☐ 教育活動実施上の留意点の徹底 ☐ 学習者用タブレット端末の管理や活用計画の立案	☐ 感染防止対策の徹底 ☐ 生徒の健康状況の集約 ☐ 体調不良時の対応の徹底	☐ 日々の健康観察(健康カード等) ☐ 体調不良時の対応の徹底 ☐ 緊急時の連絡方法の再確認(緊急メール、学校ホームページの周知、徹底) ☐ スクールカウンセラーとの連携 ☐ 健康観察アプリの活用等を検討
新型コロナウイルス感染者(教職員又は生徒)の発生				
発生時・発生早期(初動対応)	☐ 教職員又は生徒の感染情報を把握 ☐ 県教委への速報(電話による) ☐ 対策本部招集、全教職員への連絡 ☐ 保健所との対応窓口の決定 ☐ 保健所と連携の下、対応を検討 ☐ 感染者に係る詳細な情報収集 ☐ 感染者との接点(教職員・生徒等)のリストを保健所に提供 ☐ 教職員勤務体制の整備(教職員に濃厚接触者等がいることを想定) ☐ PTA会長、学校運営協議会会長等への連絡 ☐ 保護者宛て連絡内容の検討 →緊急メール等により保護者への連絡(自宅待機の指示等) ☐ 感染者及びその家庭への支援 ☐ 報道対応	☐ 感染者との接点者(教職員・生徒等)のリスト作成 ☐ 臨時休業中の学習課題を整理	☐ 学校医等への連絡・相談 ☐ 感染者及びその家庭への支援 ☐ 学校給食の調整	☐ 感染者との接点者(生徒等)のリスト作成 ☐ 臨時休業に係る事前指導(健康観察・学習課題等の連絡)
臨時休業時	☐ 保健所の指導による対応を継続 ☐ 生徒・教職員の健康状況の確認 ☐ 随時、保護者宛て連絡内容の検討 →緊急メール、学校ホームページ等による情報発信 ☐ 消毒作業に係る県教委との調整 ☐ 感染者及びその家庭への支援 ☐ 教職員勤務体制の調整(在宅勤務等) ☐ 臨時休業中に新たに感染者が発生した場合の対応確認 ☐ 学校再開に向けた対応協議	☐ 学校行事等の日程調整 ☐ 継続的に学習課題を調整 ☐ 生徒の学習支援方法等の検討 ☐ 学習者用タブレット端末を活用したオンライン学習支援 (臨時休業が2週間以上になる場合) ☐ 登校日の調整	☐ 生徒の健康状況の集約 ☐ 臨時休業中の保健指導 ☐ 感染者及びその家庭への支援	☐ 学習者用タブレット端末を用いた日々の健康状況の確認(健康観察アプリ等の活用) ☐ 家庭訪問・電話連絡・web会議 ☐ システム等による支援 ☐ 学習課題の検討 ☐ スクールカウンセラーとの連携

(2) 初動対応の詳細(例)

☐ 教職員又は生徒の感染情報を把握

【教職員の場合】

- ・ 校長が、当該教職員又は家族等からの第1報を受け、感染情報を把握する。

【生徒の場合】

- ・ 担任等教職員が、当該生徒の保護者等からの第1報を受ける。
- ・ 連絡を受けた教職員が速やかに校長に報告し、校長が感染情報を把握する。

※ 第1報を受けた際、**別紙1**を用いるなどにより、可能な範囲で情報を収集・整理する。

☐ 県教委への速報

- ・ 校長が、電話により県教委に速報を入れる。(P.10参照)
- ・ 休日や夜間の場合は、校長が、県教委緊急連絡先に電話する。

☐ 対策本部招集、全教職員への連絡

- ・ 校長が、対策本部を招集する。各チームリーダーを通じて全教職員が感染情報を共有する。

☐ 保健所との対応窓口の決定

- ・ 対策本部において、保健所との窓口を事務長に決定する。

☐ 保健所と連携の下、対応を検討

- ・ 事務長が保健所からの連絡を受け、対策本部で連絡内容を共有する。
- ・ 対策本部は県教委等と連携して、対応を検討する。

☐ 感染者に係る詳細な情報収集 → ☐ 感染者との接触者のリスト作成

【教職員の場合】

- ・ 事務長及び教務チームが、可能な範囲で当該教職員の時系列での行動記録を整理する。

〔 校務分掌(教科、HR、部活動、分掌等)、通勤手段、直近2週間の学校のスケジュール、勤務状況、部活動の状況(所属生徒数、活動状況、生徒との接触状況)、校外活動状況 等 〕

- ・ 事務長及び教務チームが、可能な範囲で当該教職員との接触者のリストを作成する。**別紙2**

【生徒の場合】

- ・ 生徒支援チームが、生徒のプライバシーに配慮し、学校が把握している範囲で当該生徒の時系列での行動記録を整理する。

〔 HR、部活動、通学手段、直近2週間の学校のスケジュール、出席状況、部活動の状況(所属生徒数、活動状況、他生徒や部顧問との接触状況) 等 〕

- ・ 生徒支援チームが、可能な範囲で当該生徒との接触者のリスト**別紙2**を作成する。

- 感染者との接触者のリストを県教委と保健所に提供
 - ・ 事務長が、感染者との接触者の行動記録やリストを県教委と保健所に提供する。
- 教職員の勤務体制の整備
 - ・ 校長が中心となって対策本部において、濃厚接触者等を把握した上で、各チームの編成について調整する。
- PTA会長、学校運営協議会会長等への連絡
 - ・ 校長が、PTA会長、学校運営協議会会長等に電話で、感染者発生情報を伝える。個人情報に留意する。
- 学校医等への連絡・相談
 - ・ 保健主任が、学校医等に電話で、感染者発生情報を伝える。
- 保護者宛て連絡内容の検討 → 緊急メール等により保護者への連絡
 - ・ 教頭が、保護者宛て連絡内容を整理し、緊急メール等を活用して、生徒の自宅待機等について連絡する。
- 臨時休業中の学習課題の整理
 - ・ 教務チーム各学年担当が、各教科の学習課題等を取りまとめる。
- 臨時休業に係る事前指導
 - ・ 臨時休業に入る前に、各学年主任等が、臨時休業中の学習課題や健康観察について、生徒に連絡する。
- 感染者及びその家庭への支援
 - ・ 校長を始め、対策本部（教職員の場合）又は保健チーム（生徒の場合）が、状況に応じて、感染者の家庭と連絡を取り支援に努める。
- 報道対応
 - ・ 窓口を校長に一本化する。
 - ・ 校長は、報道対応に向けて、県教委と連携を図りながら情報を収集・整理する。
- 学校給食の調整
 - ・ 保健チーム学校給食担当者等が、臨時休業の状況を踏まえて、学校給食のキャンセル等について調整する。

（３）校内で感染がまん延した場合の対応

- ・ 当該学校での対応が困難な場合は、校長の要請に基づき、県教育委員会が学校と連携して必要な対応を行う。

3 連絡体制の整備と確認

(1) 関係機関への連絡

- ・ 最寄りの保健所、教育委員会、学校医等、学校運営協議会、地域協育ネットの関係各学校・園など、PTA、スクールカウンセラー、緊急連絡先一覧^{別紙3}を作成し、教職員間で共有する。

※ 新型コロナウイルス感染症対応に係る県教育委員会の主な連絡先

- | |
|--|
| <p>○ 児童生徒や教職員がPCR検査を受ける場合及び陽性者が出た場合の臨時休業等の措置に係る相談</p> <p>＜高等学校等＞</p> <p>高校教育課普通教育班（083-933-4627）</p> <p>＜特別支援学校＞</p> <p>特別支援教育推進室（083-933-4615）</p> <p>○ 国の通知、衛生管理マニュアル、その他全般</p> <p>学校安全・体育課こども元気づくり班（083-933-4685）</p> |
|--|

(2) 教職員との連絡

- ・ 緊急時の連絡網やメール配信など、休日や夜間等の連絡方法を明確にし、改めて教職員間で共有する。
- ・ 校長は、教職員が感染者となった場合の緊急連絡先（本人以外）を可能な範囲で把握しておく。

(3) 保護者、児童生徒等との連絡

- ・ 保護者への連絡体制（学校ホームページやメール配信、電話による連絡など）を確認する。また、児童生徒に対して学習者用タブレット端末を用いるなどの情報提供や支援等の方法を検討する。
- ・ 臨時休業中に、関係する児童生徒等や教職員の健康状況を保健所と情報共有する場合が想定される。その際には、円滑な情報提供のために、児童生徒数の多い学校においても全員の健康状況を一元把握管理することができるアプリ等の活用を検討する。

(4) 連携体制の引継ぎ

- ・ 校内で感染がまん延した場合に備えて、上記の連絡体制を県教育委員会に引き継げるように準備しておく。

別紙 1

No. ()

新型コロナウイルス感染に係る情報整理 (月 日 時 分)

項 目	内 容
氏 名 (年齢)	(生徒の場合： 科 年 組 番) () 電話番号：
感染発覚の経緯	
家族構成	
最近の行動記録	■学校内の状況 ○出勤・出席状況、主な活動等 ○部活動 (部) ■学校外の状況
その他	

No. ()

感染者 () との接触者リスト (月 日時点)

月日	接触者グループ等 HR、部活動等を記入	内容 活動内容等を具体的に記入	備考

別紙 3

緊急連絡先一覧

関係機関等	担当者等	電話番号
〇〇健康福祉センター		
県教育委員会	学校安全・体育課	0 8 3－9 3 3－4 6 7 0
	高校教育課	0 8 3－9 3 3－4 6 2 0
	特別支援教育推進室	0 8 3－9 3 3－4 6 1 5
	教職員課	0 8 3－9 3 3－4 5 4 0
(学校医)		
(学校薬剤師)		
(P T A会長)		
(学校運営協議会会長)		
(S C)		

新学期を迎えるに当たり、各学校等においては、以下の点について点検を行い、感染症対策に万全を期していただくようお願いします。

- 発熱等の風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童生徒等・教職員ともに自宅で休養することを徹底していますか。特に、地域の感染レベルが3及び2の地域（※）では、同居の家族に同様の症状が見られる場合も登校・出勤を控えていますか。

（※）緊急事態宣言の対象区域はレベル3に、まん延防止等重点措置の対象区域はレベル3又は2に該当します。

- 発熱等の風邪症状が見られる児童生徒等・教職員に対し、かかりつけ医等の身近な医療機関を受診するよう促していますか。
- 児童生徒等の登校時に、健康観察表などを活用し、検温結果及び健康状態を把握していますか。特に、地域の感染レベルが3及び2の地域では、校舎に入る前にこれらを把握していますか。
- 登校時や登校後に児童生徒等に風邪症状が見られた場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導していますか。
- 児童生徒等や教職員に対し、こまめな手洗いの徹底を図るとともに、正しいマスクの着用（鼻と口の両方を確実に覆う、隙間が生じないよう顔にフィットさせる）や健康的な生活により抵抗力を高めるよう促していますか。
- エアコンの使用時を含め、気候上可能な限り、教室等における常時換気を実施していますか。また、学校薬剤師等の支援を得つつ、十分な換気ができているか確認していますか。
- 教室において、レベル3の地域では、児童生徒の間隔を可能な限り2m（最低1m）確保するように座席を配置していますか。また、レベル2及び1の地域では、1mを目安に最大限の間隔をとるように座席を配置していますか。
- 給食、弁当、部室での食事、教職員の食事などを含め、すべての飲食の場面において、飛沫を飛ばさないような席の配置や、原則として会話を控えるなどの対応を工夫していますか。また、食事前における室内の空気と外気の入れ替えや、食事後の歓談時におけるマスクの着用が行われていますか。

- 各教科等の学習活動や方法が、衛生管理マニュアルの第3章に示された、地域の感染レベルに応じた活動の考え方に相当するものとなっていますか。特に、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」の実施の是非について、地域の感染レベルに応じて判断していますか。

(※) 全ての教科等についてチェックしてください。

- 部活動（その前後の活動も含む）において、地域の感染レベルに応じた活動を行っていますか。その際、地域の感染状況に応じて、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも含め検討していますか。また、部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底していますか。

- 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施等により児童生徒等の状況を的確に把握していますか。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなど、児童生徒等の心のケアに取り組んでいますか。

- 教職員が休暇を取りやすい職場環境とするため、仮に感染を責める雰囲気がある場合は管理職が率先して払拭するよう努める、業務の内容や進捗等の情報共有を日頃から行う、教職員が出勤できなくなった場合の校務分掌について検討を進めるなどの工夫をしていますか。

- 職員室等において勤務する際に、可能な限り間隔を確保していますか（おおむね1～2m）。また、十分なスペースを確保できない場合は、空き教室の活用等による分散勤務を検討していますか。

- 教職員の精神面の負担に鑑み、校務分掌の見直しを図るなど業務負担が過重とならないよう留意していますか。また、予防的な取組の充実や相談窓口の周知など、教職員が一人で不安や悩みを抱え込むことのないよう対策を講じていますか。

- 臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒の学びを保障するため、ICTの活用等による学習指導や学習状況の把握を行っていますか。また、これらが可能となるよう、端末の持ち帰りを安全・安心に行える環境づくりに取り組んでいますか。

- 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないよう指導を行っていますか。また、ワクチン接種についても、同様に差別が行われないよう必要な指導を行っていますか。

文部科学省通知「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」（令和3年8月20日付け事務連絡）より

参 考 資 料

年 組 番 名前

<健康観察カード>



☆ 毎朝、朝食前に体温測定をして、下記の症状がないかチェックしてください。(記入は保護者の方でお願いします)

☆ このカードは、毎朝、担任に提出してください。

☆ 発熱や体調不良がある場合は登校を控えてください。

月 日	朝の体温 (°C)	症状がある場合は、○をつけてください。 ※ アレルギー性鼻炎による鼻水・鼻づまり等、慢性疾患による症状は含みません。						備考
		①	②	③	④	⑤	⑥	
		頭痛	だるさ 寒気	せき	のどの 痛み	息苦しさ	腹痛 下痢 吐き気	
記入例	37.5°C	○						昨夜、熱が〇〇°Cあったなど
4月8日(水)								
4月9日(木)								
4月10日(金)								
4月11日(土)								
4月12日(日)								
4月13日(月)								
4月14日(火)								
4月15日(水)								
4月16日(木)								
4月17日(金)								
4月18日(土)								
4月19日(日)								
4月20日(月)								
4月21日(火)								
4月22日(水)								
4月23日(木)								
4月24日(金)								
4月25日(土)								
4月26日(日)								
4月27日(月)								
4月28日(火)								
4月29日(水)								
4月30日(木)								
5月1日(金)								
5月2日(土)								
5月3日(日)								
5月4日(月)								
5月5日(火)								
5月6日(水)								

発熱などの症状がある方へ まずは電話でご相談！

○かかりつけ医のある方

まずは、かかりつけ医に電話でご相談ください。
かかりつけ医での受診が難しい場合は、医師から近
隣の受診可能な医療機関をご案内します。



○かかりつけ医のない方、相談する医療機関に
迷われる方は下記連絡先までご相談ください。
近隣の受診可能な医療機関をご案内します。

受診・相談センター
7700

(専用ダイヤル：毎日24時間対応)

(IP電話、ひかり電話など#7700を利用できない場合はこちらへ)

☎ 083 - 902 - 2510



山口県健康福祉部健康増進課



各市町受診相談窓口

市町名	窓口名	電話番号	開設時間
下関市	下関市受診案内窓口	083-242-0134	平日9:00~17:00
宇部市	宇部市保健センター	0836-31-1777	平日8:30~17:15
山口市	山口市受診相談ダイヤル	083-921-2673	平日8:30~17:15
萩市	萩・阿武健康ダイヤル24	0120-506-322	毎日24時間
防府市	防府市保健センター	0835-24-2161	平日8:15~17:00
下松市	下松市健康増進課	0833-41-1234	平日8:30~17:15
岩国市	岩国市保健センター	0827-24-3751	平日8:30~17:15
光市	光市健康増進課	0833-74-3007	平日8:30~17:15
長門市	長門市保健センター	0837-23-1133	平日8:30~17:15
柳井市	柳井市保健センター	0820-23-1190	平日8:30~17:15
美祢市	美祢市健康増進課	0837-53-0304	平日8:30~17:15
周南市	周南市健康づくり推進課	0834-22-8553	平日8:30~17:15
山陽小野田市	山陽小野田市健康増進課	0836-71-1814	平日8:30~17:15
周防大島町	周防大島町健康増進課	0820-73-5504	平日8:30~17:15
和木町	和木町保健相談センター	0827-52-7290	平日8:30~17:15
上関町	上関町保健福祉課健康増進係	0820-65-5113	平日8:30~17:15
田布施町	田布施町保健センター	0820-52-4999	平日8:30~17:15
平生町	平生町保健センター	0820-56-7141	平日8:30~17:15
阿武町	萩・阿武健康ダイヤル24	0120-506-322	毎日24時間

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万 個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.01% (数百個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、
熱水や塩素系漂白剤、及び一部の洗剤が有効です。



食器や箸などは、80℃の熱水に
10分間さらすと消毒ができます。
火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、
拭くと消毒ができます。
ハイター、ブリーチなど。
裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、
取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。



有効な界面活性剤が含まれる
「家庭用洗剤」を使って
消毒ができます。
NITE ウェブサイトで
製品リストを公開しています。

[NITE 洗剤リスト](#) [検索](#)

[こちらをクリック](#)



参考

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージや HP の説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) [※] ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10ml (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

洗剤の使い方はこちら▶▶▶

[こちらをクリック](#)



ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミノオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01%以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸カリウム) (0.24%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸ナトリウム) (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/koronat/aisaku20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)

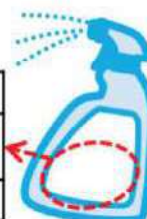
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤		
成分	界面活性剤 (0.2% アルキルアミノオキシド)、泡調整剤		
液性	弱アルカリ性	正味量	400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

注意！
次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）とは別のものです。

「次亜塩素酸水」を使って モノのウイルス対策をする場合の 注意事項

アルコールとは使い方が違います

拭き掃除には、有効塩素濃度 80 ppm 以上のものを使いましょう

※ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム等の粉末を水に溶かしたものを使う場合、有効塩素濃度 100 ppm 以上のものを使いましょう。
※その他の製法によるものは、製法によらず、必要な有効塩素濃度は同じです。

①汚れをあらかじめ 落としておく

目に見える汚れはしっかり落としておきましょう。

元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度 200 ppm 以上のものを使うことが望ましいです。

②十分な量の次亜塩素酸水で 表面をヒタヒタに濡らす

アルコールのように少量をかけるだけでは効きません。



③少し時間をおき（20秒以上）、 きれいな布やペーパーで拭き取る

安全上の注意

- 製品に記載された使用上の注意を正しく守ってください。
- 希釈用の製品は正しく希釈して使いましょう。
- 酸と混ぜたり、塩素系漂白剤と混ぜたりすると、塩素が発生する危険があります。
（また、開栓時は、塩素が既に発生している可能性に注意してください。）
- 人が吸入しないように注意してください。人がいる場所で空間噴霧すると吸入する恐れがあります。
- 濃度が高いものを使う場合、直接手をふれず、ゴム手袋などを着用してください。

効果的に使うためのポイント

- 使用の際は、酸性度・有効塩素濃度や使用期限等を確認しましょう。
- 有機物に弱いので、汚れを落としてから使用してください。
- 空気中の浮遊ウイルスの対策には、消毒剤の空間噴霧ではなく、換気が有効です。

新型コロナウイルスに有効な
消毒・除菌方法一覧はこちら。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。修正されることがあります。

流水で掛け流す場合、有効塩素濃度 35 ppm 以上のものを使いましょう



①汚れをあらかじめ落としておく

目に見える汚れはしっかり落としておきましょう。

②次亜塩素酸水の流水で、 消毒したいモノに20秒以上掛け流す

次亜塩素酸水の生成装置から直接、流水掛け流しを行ってください。

アルコールのように少量をかけるだけでは効きません。

③表面に残らないよう、 きれいな布やペーパーで拭き取る

次亜塩素酸水を購入・使用するときのポイント

- 製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認しましょう。
- 紫外線で次亜塩素酸が分解されるため、遮光性の容器に入れるとともに、冷暗所で保管してください。
- 塩素系漂白剤等に用いられている次亜塩素酸ナトリウムは、別物です。人体への刺激性が強いので、間違えないよう表示を確認しましょう。
- ご家庭等で次亜塩素酸水を自作すると、塩素が発生する可能性があり、危険です。

※新型コロナウイルスに、次亜塩素酸水を20秒反応させたところ、35ppm以上（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムは100ppm以上）で、有効性が確認されました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。<https://www.nite.go.jp/information/koronataisaku20200522.html>
なお、本評価作業は対象物と接触させて消毒する場合の効果を評価したものです。手指等への影響、空間噴霧の有効性・安全性は評価していません。

※本資料では、「次亜塩素酸水」は「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指しています。
電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含むものです。

※人体に付着したウイルスの消毒・除去や、感染の予防・治療を目的とする場合は、医薬品又は医薬部外品としての承認が必要です。現時点において「空間噴霧用の消毒剤」として承認が得られた製品は存在しません。

本資料は、家庭やオフィス、店舗などにおいて、次亜塩素酸水を新型コロナウイルス対策に用いる場合の使用方法をまとめたものです。薬機法、食品衛生法等に基づいて使用する場合は、各法令に従ってください。

令 3 教 高 第 4 9 3 号
令和3年（2021年）8月30日

各県立学校長 様

教 育 長

『新しい生活様式』を踏まえた学習指導について」
について（通知）

各学校においては、これまでも新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら学校教育活動を円滑に実施していただいているところです。

こうした中、現在、本県においても、新型コロナウイルスのこれまでにない感染拡大の局面を迎えており、引き続き「新しい生活様式」を踏まえた学びの継続に取り組むことが重要です。

各学校において、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り学校教育活動を継続し、生徒の学習を保障していくことができるよう、新学期の開始に当たり、県教育委員会において「『新しい生活様式』を踏まえた学習指導について」を作成しました。

ついては、本資料を活用し、学習保障に向けた適切な対策をとられるようお願いいたします。

なお、令和2年5月に策定した「新型コロナウイルス感染症対策に対応した学校の臨時休業に係る学習保障について」（令和2年5月20日付け令2教高第169号にて通知）については、廃止とすることを申し添えます。

別添省略

【参照】

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/6/0/b/60b9ee4ce9191d3604816dad3eda73db.pdf>

（ 高 校 教 育 課
普 通 教 育 班
担 当 一 島
TEL 083-933-4627
FAX 083-933-4619
E-mail:ichishima.kei
@pref.yamaguchi.lg.jp ）

事 務 連 絡
令和 2 年 (2020 年) 5 月 21 日

各県立学校長 様

学校安全・体育課長

学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について

このことについて、別添写しのとおりスポーツ庁から通知がありました。

については、貴校における体育の授業において、標記通知及び下記の事項を十分に踏まえた対策を講じていただきますようお願いいたします。

なお、体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、様々な感染リスクへの対策を講じることが必要となりますので、引き続き御配慮をお願いいたします。

記

- 1 学校における基本的な感染症対策として、学校教育活動の際はマスクを着用し、特に近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないようにマスクの着用を徹底することが適切であること。一方で、運動を行う際にマスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されていること。

このような運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるために、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの対策を講じること。

- 2 体育の授業前にマスクを外してから授業後にマスクを着用するまでの間、児童生徒間の距離を 2 m 以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保すること。また、児童生徒が教え合う場面では互いの距離を 2 m 以上確保するとともに、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。併せて、体育の授業の前後に手洗いをするよう指導すること。

- 3 体育の授業において、軽度な運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないこと。ただし、運動時には N95 マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導すること。

また、マスクの着用時には、例えば、呼吸が激しくなるような運動を行うことを控えたり、児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を 2 m 以上確保して休憩するよう指導すること。

- 4 当面の間、体育の授業は、熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動を行うことは避けること。また、体育館等のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
- 5 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の体育の授業への参加は見合わせること。
また、授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を1～2m以上確保するよう指導すること。ただし、気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、マスクを着用した児童生徒が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保するよう指導すること。
- 6 教師は、原則として体育の授業中もマスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ないこと。なお、マスクを外す際は、不必要な会話や発声を行わず、児童生徒との距離を2m以上（ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離）を確保すること。
- 7 児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面実施せず、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫を行うこと。

学校安全・体育課

学校体育班 担当：西村 康隆

TEL083-933-4690

FAX083-922-8737

本事務連絡は、学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について周知するものです。

事 務 連 絡
令和2年5月21日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について

学校における基本的な感染症対策として、学校教育活動の際はマスクを着用し、特に近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないようにマスクの着用を徹底することが適切です。

一方で、運動を行う際にマスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されております。

このような運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、地域の感染状況を踏まえ、児童生徒の間隔を十分に確保するなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることが必要です。

なお、体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、様々な感染リスクへの対策を講じることが必要となりますので、引き続き御配慮をお願いします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いします。

記

1. 体育の授業前にマスクを外してから授業後にマスクを着用するまでの間、児童生徒間の距離を2 m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保すること。また、児童生徒が教え合う場面では互いの距離を2 m以上確保するとともに、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。併せて、体育の授業の前後に手洗いをするよう指導すること。
2. 体育の授業において、軽度な運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないこと。ただし、運動時にはN95マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導すること。また、マスクの着用時には、例えば、呼吸が激しくなるような運動を行うことを控えたり、児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2 m以上確保して休憩するよう指導すること。
3. 当面の間、地域の感染状況を踏まえ、体育の授業は、熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼吸が激しくなるような運動を行うことは避けること。また、体育館等のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
4. 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の体育の授業への参加は見合わせること。
また、授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を1～2 m以上確保するよう指導すること。ただし、気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、マスクを着用した児童生徒が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2 m以上確保するよう指導すること。
5. 教師は、原則として体育の授業中もマスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ないこと。なお、マスクを外す際は、不必要な会話や発声を行わず、児童生徒との距離を2 m以上（ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離）を確保すること。
6. 児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面実施せず、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫を行うこと。

事 務 連 絡
令和 3 年(2021 年) 4 月 1 2 日

各県立学校長 様

学校安全・体育課長

学校の水泳授業における感染症対策について

このことについて、別添写しのとおりスポーツ庁及び文部科学省から通知がありました。

については、貴校における水泳授業の取扱いについて、生徒の健康と安全を第一に考えて、地域の感染状況を踏まえ、密集・密接の場면을避けるなど、標記通知を十分に踏まえた対策を講じた上で、水泳授業の実施について検討いただきますようお願いいたします。

なお、生徒の水泳授業への参加については、定期健康診断の結果を活用することが重要ですが、定期健康診断が未実施の場合は、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により、生徒の健康状態の把握に努め、必要に応じて学校医等と相談の上、家庭との連携のもと、適切な水泳授業の実施について御留意いただきますようお願いいたします。

学 校 体 育 班 担当：田中 大輔
TEL083-933-4690 FAX083-922-8737
こども元気づくり班 担当：田村 知枝
TEL083-933-4685 FAX083-922-8737



本事務連絡は、学校の水泳授業（幼稚園におけるプール活動を含む。）における感染症対策の徹底をお願いするものです。

事 務 連 絡
令和3年4月9日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

スポーツ庁政策課学校体育室
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

学校の水泳授業における感染症対策について

体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、感染リスクへの対策が必要となります。

特に、水泳の授業においては、複数学級による合同授業の実施に伴い多くの児童生徒が同時にプールや更衣室を使用したり、複数の児童生徒が組になる形態で安全の確認をしながら学習を行ったりするなど、児童生徒の密集・密接の場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策を講じる必要があります。

このため、児童生徒の健康と安全を第一に考えて、地域の感染状況を踏まえ、密集・密接の場면을避けるなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じた上で、水泳授業の実施について検討してください。このことについては、幼稚園におけるプール活動についても同様です。

また、実施に当たっては、スポーツ庁が作成した「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料」(https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/jsa_00001.htm) も参考にしてください。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課及び幼稚園主管課におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課にお

かれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

記

1. 学校プールについては、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）に基づき適切に管理すること。特にプール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。また、ドアノブやシャワーや洗眼器の水栓など児童生徒が手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。
屋内プールについては、換気設備を適切に運転するなど換気を行うこと。また、学校以外のプールを活用して授業を行う場合には、そのプールの管理者に対して学校環境衛生基準及び本事務連絡に基づく適切な管理を徹底すること。
2. 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の水泳授業への参加は見合わせること。
授業を見学する児童生徒については、気温が高い日などは、熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保したりするよう指導すること。
3. 授業中、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の児童生徒が入らないようにすること。プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒の間隔は2m以上を保つことができるようにすること。
4. 授業中、手をつないだり、体を支えたりするなど、児童生徒が密接する活動は避けること。例えば、バディシステムについても、児童生徒によるプールサイドでの人数確認は、事故防止の上で重要であるが、複数の児童生徒が組になる形態であるので、感染リスクに十分注意して運用すること。
5. 更衣室については、児童生徒の身体的距離を確保することが困難である場合は、一斉に利用させず少人数の利用にとどめること。更衣室利用中は、不必要な会話や発声をしていないよう児童生徒に指導すること。水泳の授業中はマスクを外すことになるので、マスクの適切な取扱いについて指導するとともに、更衣室利用の前後に手洗いを徹底すること。また、更衣室のドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童生徒が手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。
6. 水泳の授業で児童生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。

7. 水泳授業を実施する際には、以上の感染症対策について学校内で共有するとともに、児童生徒や保護者の理解を図ること。

8. 幼稚園においてプール（ビニールプールを含む）を活用した活動を行う場合も、上記1.～7.を十分に踏まえた対策を講じること。なお、幼児期の特性から、必ずしも幼児が1.～7.に基づく対応を直ちに実施できない場合もあると考えられるが、幼児が感染症予防の必要性を理解できるように説明を工夫するとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。

【本件担当】

〔水泳授業の全般に関すること〕

スポーツ庁政策課学校体育室

電話 03-5253-4111（内線 2674）

〔幼稚園におけるプール活動に関すること〕

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

電話 03-5253-4111（内線 2376）

事 務 連 絡
令和 2 年(2020 年) 7 月 17 日

各県立学校 修学旅行担当者 様

高校教育課管理班長

令和 2 年度における修学旅行の計画・実施について

このことについて、下記に留意していただき計画・実施していただきますようお願いいたします。

記

- 1 実施に当たっては、「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関する Q&A の送付について（7 月 10 日更新）」（随時更新）を判断基準とすること。
- 2 実施に当たっては、児童生徒の安全を十分に考慮することとし、変更または中止を検討する際は、保護者等と協議のうえ、判断すること。
- 3 実施時期（変更後を含む）は、会計年度内を検討すること。
- 4 国外への旅行については、外務省の感染症危険情報を踏まえ、実施、変更または中止を判断すること。

（その他）

- 今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、上記の通知内容に変更があった場合には、改めて連絡します。
- 修学旅行のキャンセル料が発生した場合の教員分については、公費の支出が可能であるため、請求については、児童・生徒分とは分けて書類を整えていただくようお願いします。

担当：杉本
TEL 083-933-4620
FAX 083-933-4619
E-mail:sugimoto.jiyunichi
@pref.yamaguchi.lg.jp

令 2 教 安 体 第 6 3 3 号
令和 2 年(2020 年) 1 2 月 1 0 日

各 県 立 学 校 長 様
下関市立下関商業高等学校長

学校安全・体育課長
高 校 教 育 課 長
特別支援教育推進室長

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う
場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

このことについて、文部科学省及び文化庁から別添写しのとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、合唱以外の活動に関しては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～」（2020. 12. 3 Ver5）を確認の上、地域の感染状況に応じて適切に対応してください。

学校安全・体育課
こども元気づくり班
担当 西

TEL 083-933-4685

高 校 教 育 課
担当 南

TEL 083-933-4632

特別支援教育推進室
担当 藤 井

TEL 083-933-4615

学校において合唱等のリスクの高い活動を行う場合の感染症対策を徹底する
ようお願いします。



2文科初第1344号
令和2年12月10日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長

瀧 本 寛

(公印省略)

文化庁次長

矢 野 和 彦

(公印省略)

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う
場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

現在、国内の感染者数が増加していることに伴い、11月以降、学校における合唱活動
等に関係した集団感染が複数発生しています。

学校の授業や部活動等において合唱を行う場合には、学校の設置者及び部活動等の指
導者におかれては、一般社団法人全日本合唱連盟が作成している感染症対策のガイドラ
インにのっとり活動を進めていただきたいと思います。特に学校においては、以下の
感染症対策にも取り組んでください。

1. マスク※は飛沫拡散防止の効果があるため、原則、着用することとします。
2. 合唱している児童生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童生徒との間隔、発表者と聴いている児童生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空けます。
3. 立っている児童生徒の飛沫が座っている児童生徒の顔へ付着する飛沫感染のリスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにします。
4. 連続した練習時間はできる限り短くします。常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行います。飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けます。

※ ここでいうマスクは、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の予防」の啓発資料による正しいマスクの着用（鼻と口の両方を隙間がないよう覆った）にのっとった形状のものをよぶ。

- ・マウスシールド、下部の開放が広いマスクなど、隙間のある形状のものは該当しない。
- ・フェイスシールドについては的確な取扱いを行わないと感染を拡大させてしまう危険があり、専門的知識のない方が扱うことは危険であるので、合唱活動においての着用は推奨しない。

歌唱時のマスクの着用により息苦しくなるなどのケースでは、十分な距離（最低2m）をとってマスクを外して行うことも考えられますが、地域の感染が拡大しているような場合には、マスクを着用しないで行う合唱活動を一時的に制限するなどの対応も必要です。

ただし、屋外で、十分な距離（最低2m）を確保して、向かい合わずに行う場合には、マスクを着用せずに行うことも考えられます。屋外に準じる程度に十分に換気の行き届いた空間（双方向の窓を全開している場合や、換気設備が整っている場合等）においても、同様とします。

なお、合唱以外の活動に関して、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～」(令和2年12月3日改訂版)には、各教科における感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動として、以下のような活動を挙げています。地域の感染が拡大している場合には、マスクを着用していても、このようなリスクの高い活動は慎重に行い、また特にリスクの高いもの(★)は一時的に控えるなど、適切に対応してください。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」(★)
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「リコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」(★)
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★)や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校(専修学校を含む。以下同じ。)及び城内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対し、周知いただくようお願いします。

また、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」(令和2年12月8日付け2文科初第1327号文部科学省初等中等教育局長、文化庁次長通知)については本通知をもって廃止します。

(参考)

- 参考資料1：一般社団法人全日本合唱連盟「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン(第2版)」(2020年11月26日策定)(PDF)
<https://www.jcanet.or.jp/JCAchorusguideline-ver2.pdf>
- 参考資料2：一般社団法人全日本合唱連盟「合唱練習時の感染拡大防止策汎用版(第2版)」(リーフレット)(2020年11月26日)(PDF)
<https://www.jcanet.or.jp/JCAchorustaisaku-ver2.pdf>
- 参考資料3：一般社団法人全日本合唱連盟「合唱公演時の感染拡大防止策汎用版(第1版)」(リーフレット)(2020年11月26日)(PDF)
<https://www.jcanet.or.jp/JCAchorustaisaku-concert-ver1.pdf>

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111(代表)

○合唱に関すること

文化庁 参事官(芸術文化担当)(内3163)

○学校における感染症対策に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

各県立学校長 様

高 校 教 育 課 長
特別支援教育推進室長
学校安全・体育課長

学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について
(令和2年12月21日時点)

卒業式・入学式等、今後予定している学校行事等の実施にあたっては、下記の感染防止の措置をとっていただくとともに、開催方法の工夫の例を示しますので、地域の感染状況を踏まえ参考にしてください。

なお、今後新たな文部科学省からの通知等があった場合には、最新の通知等を基に感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 感染拡大防止の措置

- (1) 発熱等の風邪の症状がある場合等には、参加しないよう徹底
- (2) 参加者への手洗いの徹底、マスク着用の推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- (3) こまめな換気の実施（気候上可能な範囲で、常時換気）

2 開催方法の工夫の例

- (1) 参加人数を抑えること
(在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とするなど)
- (2) 会場の椅子の間隔を空けて、参加者間のスペースを確保すること
- (3) 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること
(祝辞の割愛、式辞等の文書での配付、卒業証書は代表児童生徒のみに授与など)
- (4) 予行等は取りやめ、式典当日のみの実施とすること

3 参考通知

- ・ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3 Ver.5）
- ・ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）（令和2年12月10日付け2文科初第1344号）
- ・ 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について（令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）
- ・ 学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について（令和2年2月25日付け文部科学省事務連絡）

高校教育課〔管理班〕（担当）杉本 TEL：083(933)4620 FAX：083(933)4619 特別支援教育推進室（担当）藤井 TEL：083(933)4615 FAX：083(933)4619 学校安全・体育課〔こども元気づくり班〕（担当）西 TEL：083(933)4685 FAX：083(922)8737
--

令 3 教 安 体 第 9 5 号
令和3年（2021年）4月16日

各県立学校長 様

学校安全・体育課長

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた児童生徒等の
定期の健康診断実施に係る留意事項について

各種健康診断の留意点について、下記のとおりまとめましたので、お知らせします。

については、令和3年3月2日付け令2教安体第791号の通知内容を踏まえ、各学校の
学校医・学校歯科医と十分に御協議・御相談いただき、準備が整った上で実施いただきま
すようお願いいたします。

記

関係資料

- ・ 「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた児童生徒等の内科健診実施に係る留意事項について」【一般社団法人山口県医師会 山口県教育委員会】
- ・ 「学校歯科健康診断時の感染症対策についてのお願い」【公益社団法人山口県歯科医師会】
- ・ 「『学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断実施等に係る対応について』とそれに関連する眼科健診について（令和3年度版）」【公益社団法人日本眼科医会】
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえた児童生徒等の耳鼻咽喉科健康診断実施に係る対応について（令和3年度）」【日本耳鼻咽喉科学会学校保健委員会 日本臨床耳鼻咽喉科医会学校保健委員会】

※参考

【学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断実施の実施等に係る対応について（令3年3月1日 文部科学省）】（令和3年3月2日付け 令2教安体第791号）抜粋

1.（2）令和3年度の健康診断について

健康診断は、学校教育活動を行う上で、児童生徒等の健康状態を把握し、必要な措置を講じるという重要な役割を果たしていることから、早期に実施することが求められている。一方で、令和3年度においては、学校医等も新型コロナウイルスワクチン接種の対応等を行うことが求められる場合など、地域によっては健康診断の実施体制が整わな

い等の状況も想定される。これらを踏まえ、健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。

2. その他の留意事項

児童生徒の健康診断実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上に問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。

こども元気づくり班

担当 田村 知枝

TEL : 083-933-4685 FAX : 083-922-8737

E-mail: tamura.chie@pref.yamaguchi.lg.jp

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた
児童生徒等の内科健診実施に係る留意事項について

一般社団法人山口県医師会
山 口 県 教 育 委 員 会

内科健診実施にあたり、事前に学校と学校医が感染症対策について十分にご協議いただきますようお願い申し上げます。

学校側の留意点

- ①健康診断当日の児童生徒等及び健康診断に従事する教職員の健康状態の確認。当日体調不良の場合は、後日実施する。
- ②児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底する。
- ③事前に保健調査票などの記入を済ませ、健診時に学校医への情報提供を行う。
- ④できるだけ広い会場で実施する。児童生徒間をできるだけ空ける。
- ⑤検査会場は、ドアや窓を開け、換気を徹底する。
- ⑥一度に多くの児童生徒等を検査会場に入れない。
- ⑦待機中は、児童生徒同士の間隔を広く開けて、会話せず静かに待つ。
- ⑧健康診断をスムーズに実施するため、保健調査の結果や用具の準備を確実に行う。
- ⑨学校医用にアルコール消毒を準備する。
- ⑩児童生徒は全員マスク着用が望ましい。着用していない場合は、会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底する。マスク、手袋は学校医の必要に応じて準備する。

学校医側の留意点

- ①健康診断当日の健康状態の確認。
- ②マスクの着用。必要に応じて手袋、メガネ（ゴーグル）、フェイスシールドの着用。
なお、手袋を使用する場合は、状況に応じて交換すること。
- ③適宜、手指消毒を心掛けること。
- ④問診・視診を活用して、必要者のみに接触する。

学校歯科健康診断時の感染症対策についてのお願い

令和3年4月1日

公益社団法人 山口県歯科医師会

学校歯科健康診断実施にあたり、事前に学校側と感染症対策について十分にご協議いただきますようお願い申し上げます。

学校歯科健康診断時の注意点（留意点）

<学校側>

- 1 事前に家庭での健康管理を徹底する
- 2 事前に保健調査票を記入する
- 3 健康診断当日は児童生徒や検診にかかわる教職員全員の体調チェックを徹底する
- 4 検診室の換気を適切に行う
- 5 密集しないよう一度に多くの児童生徒を検診室に入れない
- 6 検診室では会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底する
- 7 ミラー等の検診器具の滅菌を徹底する
- 8 記録者はマスク・フェイスガードを着用することが望ましい

<学校歯科医側>

- 1 手指消毒（アルコール等）を徹底する
- 2 口腔内を触らない検診方法を心掛ける
- 3 マスク・グローブを着用する
 - *グローブの用意が可能であればグローブは一人ひとり交換することが望ましい
 - *顎関節検査は、保健調査票を参考とし、異常を訴える児童生徒を触診しグローブを交換する
- 4 ゴーグル（フェイスガード・フェイスシールド）を着用することが望ましい
- 5 保健調査票を活用し、効率良い健康診断を行う
- 6 特別支援学校や高リスクの環境において身体抑制が必要な場合は防護着を着用することが望ましい
- 7 「学校歯科医の活動指針」（日本学校歯科医会）に準じて、臨機応変に対応すること

『学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について』と それに関連する眼科健診について（令和３年度版）

令和３年３月１１日
公益社団法人日本眼科医会

日本眼科医会では、新型コロナウイルス感染時期における眼科学校健診について、昨年度に連絡文書＊１を発出しました。今般、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から昨年に引き続き令和３年３月１日に事務連絡＊２が発出されました。これに従い、改めて、以下の「考え方」を呈示します。各眼科学校医の先生方におかれましては、これらの「考え方」を参考に、地区教育委員会、地区医師会ならびに担当学校とご協議、ご相談の上、眼科学校健診の実施の時期、実施方法についてあらためてご検討ください。

【文部科学省 令和３年３月１日発出の事務連絡の抜粋】

１．児童生徒等の定期の健康診断（学校保健安全法第１３条第１項）の実施について
児童生徒等の定期の健康診断（以下、「健康診断」という。）は、毎学年、６月３０日までに実施することとされている（学校保健安全法施行規則第５条）。

（１）令和２年度の健康診断について

新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施することとしているが、まだ実施していない学校については、早急に実施すること。

（２）令和３年度の健康診断について

健康診断は、学校教育活動を行う上で、児童生徒等の健康状態を把握し、必要な措置を講じるという重要な役割を果たしていることから、早期に実施することが求められている。一方で、令和３年度においては、学校医等も新型コロナウイルスワクチン接種の対応等を行うことが求められる場合など、地域によっては健康診断の実施体制が整わない等の状況も想定される。これらを踏まえ、健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。

２．その他の留意事項

健康診断について実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保護者との情報の共有等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。

【眼科学校医としての考え方】

この事務連絡から、令和2年度の眼科学校健診については、未実施の場合は、令和3年3月末日までに速やかに実施すること。また令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響によって令和3年6月30日までに眼科学校健診を実施することができない場合には、令和4年3月末日までの間に実施すること、となりました。

そこで、以下の3点について、日本眼科医会の「考え方」をお示しします。この「考え方」は「例」としてとらえていただき、各学校医の先生方による、新型コロナウイルス感染症流行時における眼科学校健診の在り方についてご参考になればと存じます。

① 例年通り健診を実施するか延期するか

すでに実施日時について、各学校と予定を組んでいる先生方もいらっしゃると思いますが、各自治体の新型コロナウイルス感染症の状況の差異によって、昨年度と同様に地域ごとに学校行事の施行・運用に差が生じるものと推察されます。これより、眼科学校健診の実施につきましては、地域ごとの状況を鑑み、基本的な感染管理など都道府県眼科医会の方針をご検討のうえ、地区教育委員会や学校関係者、また必要に応じて地区医師会と連絡をおとりいただき、実施時期についての調整等ご相談ください。

② 健診の行い方（例）

児童・生徒が、新型コロナウイルスの無症候性感染者であることも否定できないため、下記の「健診の行い方」（例）を呈示いたします。状況に応じて参考にしてください。基本は接触・飛沫感染予防です。

〔医師側〕

- 1) メガネ(ゴーグル)+サージカルマスク+手袋をして接触する(手袋は児童・生徒ごとに交換)
- 2) メガネ(ゴーグル)+サージカルマスク+手袋はしておくが、「かゆみ」「眼脂」等の問診と「球結膜の充血」の視診をして、必要に応じこれら症状・所見の該当者のみ接触する。(手袋は接触した児童・生徒のあとに直ちに交換)。
- 3) メガネ(ゴーグル) + サージカルマスクで対応。接触した場合は、70%消毒用アルコールによる手指消毒または石鹸で手洗いできる環境が望ましい。
- 4) フェースシールドは、児童生徒等からの飛沫感染に対する防護に使用できる。

〔児童生徒側・学校側の準備〕

令和3年2月19日の文部科学省事務次官通知*3を踏まえると、眼科学校健診の重点は、3密の徹底回避と咳エチケット、そして手洗いの徹底となります。具体的には、感染リスクを低減させるための3条件（① 密閉空間にしないための換気の徹底、② 児童生徒等が手の届く距離に集まらないための身体的距離を確保する配慮、③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える）を徹底させることと言えます。咳エチケットと健診前の手洗いの徹底も従前通りとします。

また、健診を行う側にも感染リスクを低くするために、手指衛生としてアルコール消毒や手

袋が必要となります。これに従って、以下の準備を、地区教育委員会ならびに学校関係者にご検討いただきたいところです。

1) 可能な限り、児童生徒等はマスク着用のこと。持参していない場合、児童生徒等は口をしっかりと閉じることを指示。またはハンカチ等で口を覆うことも考慮する。

2) 換気をよくする。児童生徒等は喋らせない。保健室等の健診する部屋には多人数をいれず、静かに廊下に待機させ、感染しやすい環境となる 3 要素を満たさないようにする。

3) フェースシールド、擦式アルコール消毒薬の準備ならびに手袋の準備(これらについて、診療所からの持ち出しは日常診療に支障をきたすため難しいこと、またこれらは、今回のような事態における各科共通の必要不可欠な物品であることも、地区教育委員会ならびに学校関係者にご理解いただき、学校側でご用意いただきたいところです)。

上記、「[医師側]」ならびに「[児童生徒側・学校側の準備]」の項目は「例」であって、これにとらわれることなく、接触・飛沫感染予防対策を十分に行い、『手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密(密閉・密集・密接)」を徹底的に避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底する』環境を整えることができれば、他の方法を行うことを否定するものではありません。

③留意点

◆健診を行うにあたっては、事前準備等種々の課題があるため、地区教育委員会や学校関係者と事前相談を十分に行うことが推奨されます。

◆眼科学校健診に出務する眼科医を含む医療従事者は、健診までに新型コロナウイルスのワクチン接種を終えていることが理想です。しかし、ワクチン供給量等によって、接種時期のズレが生じる可能性があるほか、中学生までの児童生徒等はワクチン接種の対象年齢ではありません。医療従事者が接種を受けていても完全に感染を予防できるものでもありません。適切な PPE を着用して健診に臨んでいただくようお願いいたします。

◆引き続き、通常のウイルス性結膜炎に類似した「結膜炎」が、新型コロナウイルス感染症患者で時にみられるとのことですが、主に呼吸器症状を呈する患者に発症するとされていることを考慮ください。

◆医師側はサージカルマスク (ASTM F2100-19 もしくは F2100-20 推奨) を使用し、必要に応じて N-95 マスクの活用も考慮します。これに対して、児童生徒等は、布マスクもしくはウレタンマスクを使用している場合が比較的多いようです。目の前でくしゃみや咳嗽、大声を出した場合、飛沫もしくはエアロゾルが拡散しやすい可能性もあり(フィルター機能が付加されたものはその限りではありません)、できる限りフェースシールドを使用したいところです。

このように、飛沫等を浴びる状況になったときなど、先に述べたメガネやゴーグル装用により、眼への飛入を物理的に、ある程度さえぎれる可能性があることがあげられます。もちろん、メガネ、ゴーグルそしてフェースシールドのいずれも、リスクの低減は考えられるにしても確実に感染を防御できるものではないことはご承知おきください。

なお、健診時に児童・生徒に新たにメガネ(ゴーグル)を装用させる必要はありません。

◆その他の留意事項として、眼科健診を延期せざるを得ない場合には、感染拡大や学校の臨時休業を視野に入れる必要があります。このように、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば同時双方向型のウェブ会議システムの活用による学習指導と学習把握を行うことなど、ICT 環境を活用したりして指導することが重要と文部科学省はガイドラインで示しています。

折しも令和 3 年 4 月から GIGA スクール構想における児童生徒 1 人一台のデジタル端末導入が本格化します*4。デジタル端末使用による眼の健康への影響については、学校のみならず家庭においても今後留意すべき事項となりえます。学校健診を機会に養護教諭等に本会の資料等を用いて眼科学校医が眼の健康について説明するなどし、啓発を行うことは適切な健康支援につながるでしょう*5。

◎参考：ASTM 規格は、ASTM International（旧称 American Society for Testing and Materials：米国試験材料協会）が策定・発行する規格です。ASTM F2100 は医療用フェイスマスク（サージカルマスク）の規格となり、現在は ASTM F2100-19 から F2100-20（Standard Specification for Performance of Materials Used in Medical Face Masks）に更新されています*6。

昨年来、新型コロナウイルスに対して使用されているサージカルマスクは、ASTM F2100-19 となります。素材条件としては、BFE（細菌濾過率） $\geq 98\%$ 、PFE（微粒子濾過率） $\geq 98\%$ 、呼気抵抗（ $\text{mmH}_2\text{O}/\text{cm}^3$ ） < 6.0 、血液不浸透性（ mmHg ）160、延燃性 Class1 の『レベル 3』が適しているものと考えられます。

参照 URL

* 1 参照 URL : 『新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について』とそれに関連する眼科健診について
日本眼科医会 令和 2 年 3 月 25 日

https://www.gankaikai.or.jp/school-health/20200325_kenshin.pdf

* 2 参照 URL : 学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について 文部科学省 事務連絡 令和 3 年 3 月 1 日

https://www.mext.go.jp/content/20200301-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

* 3 参照 URL : 新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）文部科学省 事務次官通知 令和 3 年 2 月 19 日

https://www.mext.go.jp/content/20210219-mxt_kouhou01-000004520-03.pdf

* 4 参照 URL : 文部科学省 GIGA スクール構想の実現へ

https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000003278_1.pdf

* 5 参照 URL : ICT 教育・GIGA スクール構想と眼科学校医の関わり ●眼科学校医が知っておくべき 25 のポイント◆

https://www.gankaikai.or.jp/school-health/20210305 ICT_GIGA.pdf

* 6 参照 URL : ASTM F2100 – 20. Standard Specification for Performance of Materials Used in Medical Face Masks.

https://www.astm.org/SUBSCRIPTION/filtrexx40.cgi?REDLINE_PAGES/F2100.htm

令和3年3月25日

各都道府県 地方部会長 各位
各都道府県 医会長 各位
各都道府県 学校保健委員長 各位

日本耳鼻咽喉科学会 学校保健委員会
日本臨床耳鼻咽喉科医会 学校保健委員会

新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえた 児童生徒等の耳鼻咽喉科健康診断実施に係る対応について（令和3年度）

新型コロナウイルス感染症拡大のなか、昨年度の耳鼻咽喉科健康診断は従来以上に感染防止対策を講じたうえでの実施となりました。今年度の健康診断は、ほとんどの地域で6月末までの実施を予定していることと思いますが、今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和3年3月1日、文部科学省より学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施について事務連絡が発出されました。

これを踏まえ、耳鼻咽喉科健康診断の実施について日耳鼻・臨床耳鼻科医会学校保健委員会の考え方を提示します。これまでの学校における新型コロナウイルス感染症の発生事例から見る限りでは、学校生活において児童生徒や教職員に感染者がいたとしても、「学校衛生管理マニュアル」にしたがって感染防止対策を講じれば学校内での感染拡大リスクを下げる事が可能です。耳鼻咽喉科健康診断も適切な感染防止対策を施したうえでの実施が前提となりますが、昨年度実施の状況と経験を活かし、今年度の耳鼻咽喉科健康診断に臨んでください。

【学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に係る対応について】

（令和3年3月1日 文部科学省 発出）

1. 児童生徒等の定期の健康診断（学校保健安全法第13条第1項）の実施については、毎学年、6月30日までに実施することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合は、当該年度末までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。
2. 児童生徒の健康診断実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上に問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。

【耳鼻咽喉科健康診断の実施時期について】

文部科学省は今年度の健康診断についても新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由がある場合は延期することを容認しています。前年度同様、それぞれの地域での感染状況を見据え、各学校内の感染対策が十分に講じられているか否かを判断したうえで各地域の教育委員会、医師会や耳鼻咽喉科医会の方針に従ってください。そして各学校現場の状況、関係者間で密に連絡を取り、6月末までに実施するか、延期するかをご検討いただきますようお願い申し上げます。

延期した場合は、文部科学省からの通知にあるように児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上に問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援してください。

【耳鼻咽喉科健康診断を実施する際の基本的な留意事項】

文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～（Ver.5：2020.12.3現在）」に記載された内容が基本となります。健康診断の実施に当たっては、感染症対策の観点で、3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなどの工夫の他、以下の点に留意してください。

- ① 児童生徒および健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底すること。
- ② 部屋の適切な換気に努めること。
- ③ 密集しないよう、健康診断現場となる部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には1～2mの間隔を開けること。
- ④ 健康診断現場で待機中はマスクを着用し、会話や発声を控えるよう児童生徒に徹底すること。
- ⑤ 検査器具は適切に消毒すること。
- ⑥ 検査器具が人数分なく不足している地域では、可能な限り全員分の検査器具を確保すること。

【耳鼻咽喉科健康診断の実際について】

耳鼻咽喉科健康診断では、学校医の手指と児童生徒の耳・鼻の直接接触は避けられません。また口腔咽頭検査・音声言語検診については飛沫感染誘発の可能性が否定できません。これらを踏まえたうえで健康診断を行う必要があります。

- ① 健康診断当日は自身の体調チェックを徹底すること。
- ② 飛沫感染予防のためにメガネ（ゴーグル）とマスク、あるいはフェイスシールド等を着用する。
- ③ 接触感染予防のために一人健康診断する毎にアルコール等で手指消毒するか、あるいは手袋を替えるよう心がける。
- ④ 口腔咽頭検査では、舌圧子使用による咽頭反射に十分注意する。舌圧子を使用するか、自ら開口させるのみとするか等、各地域で検査法を統一することが望ましい。
- ⑤ 音声言語検診に関しては飛沫感染誘発の可能性が否定できないため、飛沫感染予防用パーティションを介しての検診、あるいは保健調査票や問診で指摘された児童生徒のみ行う等の対応を検討する。

【日耳鼻・臨床耳鼻科医会学校保健委員会からのお願い】

コロナ禍での耳鼻咽喉科健康診断実施の方法等については、地域の感染状況などを考慮したうえで、地域の教育委員会、医師会、耳鼻咽喉科医会、学校現場と十分連携し、共通理解を図っておくことが重要です。耳鼻咽喉科健康診断に携わる先生方におかれましては、今回の提示を参考とされ、それぞれの地域の現状に見合った対応をお取りいただき、感染予防に努めながら健康診断を実施していただきますようお願い申し上げます。特に同じ地域内で健康診断の方法・方針が異なることがないよう、事前にご協議・ご検討ください。

また地域によって従来の健康診断実施体制が異なるため、全国一律の対応案作成はできません。したがって日耳鼻・臨床耳鼻科医会学校保健委員会の立場から統一した見解は作成しませんので、各地域において独自の対応が決定した際や対応に苦慮する事案が生じた際には、日耳鼻学校保健委員会にご連絡・ご相談ください。

【給食指導】

衛生的に調理された給食が教室で汚染されないように、児童生徒全員がしっかり手洗いを行うとともに、給食当番等配食を行う児童生徒及び教職員について、毎日、給食準備前に下痢、発熱、腹痛等の有無、その他の健康状態及び衛生的な服装を確認することが必要です。

★健康状態の把握★「学校給食衛生管理基準より」

学級担任等は給食を介した感染症や食中毒予防のために、給食当番の児童生徒について、下記の事項を調べて、記録してください。

年 組 衛生点検表

点検項目	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
①下痢をしている者はいないか。					
②発熱・腹痛・嘔吐している者はいないか。					
③手指にけがをしていないか。					
④衛生的な服装をしているか。					
⑤手洗いは完全か（手指は確実に洗浄したか。）。					

感染症の対策には、
細心の注意をお願いします。

※ チェックリスト①、②、③に該当する児童生徒には、給食当番の仕事をさせない。

① 準備



② 配膳



食器や食缶等は直接床に置かないようにしましょう。



③ 片付け

きれいな後片付けをして感謝の気持ちを表そう。



食べ残しは、給食のきまりを守って食缶等に戻す。



衛生点検表

給食当番（教職員を含む）健康状態の把握（学校給食衛生管理の基準より）

学級担任等は、給食を介した感染症や食中毒の予防のために、給食当番の児童生徒等について、次の項目を調べて、記録してください。

令和 年 月 年 組 衛生点検表

点検項目	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
①下痢をしている者はいないか。																	
②発熱、腹痛、嘔吐している者はいないか。																	
③手指にけがをしていないか。																	
④衛生的な服装をしているか。																	
⑤手洗いは完全か。																	

点検項目	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
①下痢をしている者はいないか。																	
②発熱、腹痛、嘔吐している者はいないか。																	
③手指にけがをしていないか。																	
④衛生的な服装をしているか。																	
⑤手洗いは完全か。																	

※ 注意事項：発熱、下痢等の症状のある児童生徒がいたら、給食当番は交代してください。

令 2 教 安 体 第 7 4 1 号
令和 3 年（2021 年）2 月 1 2 日

各県立学校長 様

学校安全・体育課長

学校での昼食後の歯みがきについて（依頼）

このことについて、公益社団法人山口県歯科医師会から、別添写しのとおり依頼がありました。

つきましては、各学校における歯科保健指導に御活用いただきますようお願いいたします。

【添付資料】

- 1 WHO-Health-promoting schools
- 2 一般社団法人日本口腔衛生学会文書
- 3 心とからだの健康 2020 年 8 月号（健学社） P 1 8 ～ 2 5

学校安全・体育課 こども元気づくり班
担当 西 美里
TEL : 083-933-4685 FAX : 083-922-8737
E-mail: nishi.misato@pref.yamaguchi.lg.jp



山県歯発第387号

令和3年2月10日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

公益社団法人山口県歯科医師会

会 長 小 山 茂 幸

【公印省略】

学校での昼食後の歯みがきについて（依頼）

平素より本会会務の運営にあたり格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナ感染拡大に伴い、また大江戸線車掌の歯みがきによるクラスターというミスリードにより、昼食後の歯みがきを中止する小学校が増えています。山口県歯科医師会では、有識者も交え検討を行い、歯みがきの方法など対策をとりまとめました。

つきましては、貴管下学校にこれを周知、ご指導いただきますようお願いいたします。

記

○昼食後の歯みがきの目的

別添資料のとおり世界保健機構(WHO)によると、学校は口腔衛生教育の場として非常に重要であるとされており、学校における歯みがきの習慣化により将来にわたる口腔健康の基礎づくりを図ることを目的とする。

○昼食後の歯みがきの必要性

ウイルスは、新型コロナウイルス感染症に関わらず口腔から身体の中に入り、特に唾液の中には、多く含まれている。また、口腔内に入ったウイルスは、のどの粘膜に付着して、身体の中に入るため、口腔内を清潔に保つことが大切である。そのため、昼食後は歯みがきを行い、水でうがいをして、ウイルスを外に出す必要がある。

また、歯みがきを怠ると、むし歯、歯周病リスクが高まるため、これを予防する必要がある。

○小児の新型コロナウイルス感染症に関する医学的知見の現状

日本におけるクラスターの発生件数は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室によると、「7月から10月21日までの時点で1,352箇所に上る。一方、学校現場でのクラスターは9月3日時点までの累積で、小学校で3件、中学校で5件、高等学校で10件、特別支援学校で0件と報告されており、社会全体に起こっているクラスター件数から見ると少ない。

また感染経路を見てみると、小学生では家族内感染が75%に対し学校内感染が2%、中学生では家族内感染が68%に対し学校内感染が7%、高校生では家族内感染が32%に対し学校内感染が33%と報告されており、小中学校においては学校の中での感染というよりも、家庭から学校に持ち込まれたケースが圧倒的に多い。」とある。

学校において歯みがきが感染要因となる可能性は低いものと推察される。

○歯みがきの方法及び注意事項

歯みがきは、十分な換気のもと手洗い場、または教室で行う。

◇手洗い場での歯みがきの方法

- ・一度に多くの児童が手洗い場で磨かないようにする。
- ・飛沫が飛び散らないように注意しながら口を閉じて歯ブラシを静かに小刻みに動かし、大きく動かさない。
- ・歯みがきをしながら動き回らない。
- ・少量の水で口をゆすぎ、勢いよく吐き出さない。コップに吐き出するか、低い位置で吐き出す。

◇教室での歯みがきの方法

- ・自分の席に座って歯みがきをする。
- ・歯みがき中は話をしない。
- ・飛沫が飛び散らないように注意しながら口を閉じて歯ブラシを静かに小刻みに動かし、大きく動かさない。
- ・口をゆすぐときは一回のゆすぎで、コップに吐き出す。
- ・歯みがき後机の消毒を行う。

令 2 教 安 体 第 5 9 4 号
令和 2 年（2020 年）1 1 月 2 0 日

各 公 立 高 等 学 校 長
県 立 高 森 み ど り 中 学 校 長
県 立 下 関 中 等 教 育 学 校 長
各 県 立 特 別 支 援 学 校 長

様

学 校 安 全 ・ 体 育 課 長
人 権 教 育 課 長

新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別、いじめ
の防止等の徹底について

このことについては、これまでも指導の徹底をお願いしているところです。

しかしながら、全国的にも新規感染者数の増加傾向が強まっており、更なる感染拡大が警戒されていることから、県内の児童生徒や保護者、学校関係者においても濃厚接触者や感染者の増加が懸念されるところです。

このため、感染者やその家族、完治した人や感染症に関わる人に対する接し方や、感染症に対する偏見や差別等の防止について、児童生徒への丁寧な指導と配慮、また、家庭や地域にも理解と協力を得られるよう努めることが一層重要となります。

つきましては、下記の参考資料等を参照の上、改めて新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別、いじめの防止等の徹底を図っていただきますようお願いします。

記

【参考資料】

- ① 令和 2 年 4 月 2 8 日付け山口県教育委員会ホームページ
「山口県の児童生徒の皆さんへ（教育長メッセージ）」
- ② 令和 2 年 5 月 8 日付け事務連絡（学校安全・体育課）
「新型コロナウイルス感染症に関する指導資料の送付について」
- ③ 令和 2 年 5 月 2 5 日付け令 2 教人第 3 7 号（人権教育課）
別紙「新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別、いじめの防止に向けて」
- ④ 令和 2 年 8 月 2 5 日付け令 2 教安体第 3 9 1 号（学校安全・体育課、人権教育課）
「新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて」
- ⑤ 令和 2 年 1 0 月 2 8 日付け事務連絡（学校安全・体育課）
「新型コロナウイルス感染症に係る啓発動画について」

学校安全・体育課
こども元気づくり班
担 当 西
TEL : 083-933-4685
人 権 教 育 課
担 当 佐 藤
TEL : 083-933-4645

令 3 教 安 体 第 6 2 号
令和 3 年(2021 年) 4 月 1 2 日

各 県 立 学 校 長 様
下 関 商 業 高 等 学 校 長

山口県教育庁学校安全・体育課長
山 口 県 教 育 庁 人 権 教 育 課 長

新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する差別や偏見の防止
について

このことについて、別添写しのとおり文部科学省より通知がありましたので
お知らせします。

つきましては、当該感染症に関する差別や偏見の防止の徹底をお願いいたし
ます。

学校安全・体育課
こども元気づくり班
担当 田 村
TEL 083-933-4685
学校安全管理班
担当 金 近
TEL 083-933-4680

人権教育課 推進班
担当 藤 本
TEL 083-933-4645

事務連絡
令和3年4月6日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課・指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く国公立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課

新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する差別や偏見の防止について

新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する差別や偏見につながるような行為は、不適切であり、あってはならないことです。新型コロナウイルス感染症への罹患は誰にでも生じるものであり、感染者やその家族、勤務先等に対する差別的な取扱いや誹謗中傷は、体調不良等の受診の遅れや検査回避などにもつながり、結果として感染防止策に支障を生じかねません。

各学校においては新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、発達段階に応じた指導を行うなど、このような差別や偏見が生じないように十分配慮していただくようお願いします。

文部科学省では、新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそうプロジェクト”を立ち上げ、感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見等について考えるための啓発動画や、指導例、ワークシートなどの関連教材を作成しました。

これらの教材等のお申込みは、令和2年11月末までで終了とお知らせしていたところですが、引き続き、日本学校保健会のWebサイト（下記URL）からダウンロードいただけますので、各学校において関連する指導に当たって積極的に活用いただくようお願いします。

また、児童生徒や保護者等が新型コロナウイルス感染症に関連したいじめや差別や偏見に悩んだ場合の相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」やSNS相談窓口等）を適宜周知していただくようお願いします。

ついては、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては、所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれては、その設置する附属学校に対して周知されるようお願いします。

新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそうプロジェクト”教材等の利用について

URL : <http://www.hokenkai.or.jp/> (日本学校保健会 Web サイト)

子供の SOS の相談窓口

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm
(文部科学省 HP)

【本件担当】

(差別・偏見に関する啓発動画や関連教材について)

文部科学省健康教育・食育課 TEL 03-5253-4111 (内線 2931)

(児童生徒等の相談窓口について)

初等中等教育局児童生徒課 TEL 03-5253-4111 (内線 2905)

令 3 教 職 第 8 4 号
令和 3 年(2021 年) 4 月 2 6 日

各 県 立 学 校 長 様

教 職 員 課 長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応の徹底について

このことについて、本日以降、下記のとおり対応してください。

記

- 1 公私を問わず、「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の対象区域（以下「対象区域という。」）への移動は原則として控えること。また、その他県外への移動は、慎重に判断すること。
 - ・ 対象区域への出張を命じる必要がある場合は、校長は事前に教職員課と協議すること。
 - ・ 対象区域への私的な移動が必要な場合は、教職員は、校長に事前に申し出ることとし、校長は別添様式にて教職員課に報告すること。
 - ・ やむを得ず対象区域以外の県外への移動が必要な場合は、移動先の自治体が提供している情報等を確認し、感染リスクが高い施設の利用を控えるなど、慎重な行動と万全の感染予防対策を徹底すること。
- 2 県外へ移動した場合は、特に体調管理に努め、体調が優れないときは出勤、外出を控えること。
- 3 対象区域からの帰省や来訪については、自粛するよう働きかけをすること。
- 4 対象区域からの帰省者等が家にいる場合は、特に体調管理に努め、体調が優れないときは出勤、外出を控えること。

学校管理班
TEL : 083-933-4555

令 2 教 職 第 6 9 7 号
令和 3 年(2021 年) 2 月 1 9 日

各 県 立 学 校 長 様
下関商業高等学校長

山口県教育庁教職員課長

**「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく
困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正について**

このことについて、別添写しのとおり人事委員会から通知（令和 3 年 2 月 1 5 日付け令 2 人委第 2 9 8 号）がありました。

ついては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」（令和 2 年 4 月 3 日付け令 2 教職第 2 4 号）の一部を下記のとおり改正しましたので、今後はこれによって下さい。

なお、令和 2 年 4 月 1 6 日付け令 2 教職第 6 2 号「教職員が在宅勤務を行う場合の取扱いについて」の対象者 2 についても同様の扱いとします。

記

次の 1 から 5 の場合に該当するときは、特別休暇（災害時出勤困難）の対象とする。

- 1 検疫法（昭和 2 6 年法律第 2 0 1 号）第 1 6 条第 2 項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合
- 2 検疫法第 1 6 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合（これに準ずる場合を含む。）で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき
- 3 感染症法第 4 4 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき
- 4 職員又はその親族（※ 1）に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- 5 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情（※ 2）により、子の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

※ 1 「その親族」の範囲については特に制限はないが、所属長が休暇を承認する際は、職員から取得理由を詳細に聴き、承認してよいか個別具体的に判断すること

※ 2 「その他の事情」とは、保育園や幼稚園の臨時休園などを想定

各県立学校長 様

山口県教育庁教職員課長

教職員が在宅勤務を行う場合の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、一時的に在宅勤務を行う場合の取扱いに関し、下記のとおり必要な事項を定める。

記**1 在宅勤務の対象****(1) 学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業が行われている場合**

当面、1 日当たりの出勤者数が 5 割程度となるように、校長が指定した教職員とする。

- ・ 在宅勤務は、原則として 1 人当たり週 3 日を上限とする。
- ・ 出勤しないことがやむを得ないと校長が認める教職員（対象者 1）及び令和 2 年 4 月 3 日付け令 2 教職第 2 4 号により特別休暇の対象となる教職員（対象者 2）については、週 3 日の上限を超えて在宅勤務を認めることができる。
- ・ 会計年度任用職員については、原則として、割り振られた勤務時間の 5 割程度を上限として在宅勤務を認めることができる。

○ 出勤しないことがやむを得ないと校長が認める教職員（対象者 1）

例 重症化リスクが高い者（基礎疾患がある者、妊娠中の者等）、感染疑いの者と同一空間に一定時間以上いた者、緊急事態宣言の対象区域から出勤する者、出勤しないことについて医師又は保健所等の公的機関からの指導・助言があった者等

○ 特別休暇の対象となる教職員（対象者 2）

- ・ 感染症法第 44 条の 3 第 2 項に基づき、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないこと等の協力を求められた者
- ・ 教職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、勤務しないことがやむを得ないと認められる者
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う教職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる者

(2) 臨時休業が行われていない場合

(1) の対象者 1 又は対象者 2 のうちの希望者とする。ただし、会計年度任用職員を除く。

2 実施期間

令和 2 年 4 月 1 6 日から当面の間とする。

3 実施方法

(1) 勤務地

原則として、在宅勤務を行う教職員（以下「実施職員」という。）の自宅とする。

(2) 勤務時間

原則として、所属校の勤務時間による。

4 事前手続等

【1 (1) の場合】

(1) 1日当たりの出勤者数が5割程度となるように、校長が実施職員を指定する。

(2) 実施職員の服務については出張とし、自宅への旅行命令を行う。

(通信費を含む旅費が発生しない場合は、口頭の旅行命令で可)

【1 (2) の場合】

(1) 実施職員は、在宅勤務申請書（別記様式1）に必要事項を記載し、校長に提出する。

(2) 校長は、校務運営上支障がない場合には在宅勤務を承認する。

(3) 実施職員の服務については出張とし、自宅への旅行命令を行う。

(通信費を含む旅費が発生しない場合は、口頭の旅行命令で可)

5 実施について

(1) 在宅勤務の開始・終了報告

実施職員は、実施日において、勤務開始時に始業の報告、勤務終了時に当日の業務遂行状況の報告を、管理職に電話又は電子メールにより行うものとする。

(2) 業務遂行状況等の報告

実施職員は、少なくとも週1回以上、業務の遂行状況を在宅勤務業務報告書（別記様式2）により校長に報告を行うものとする。

なお、校長は、必要がある都度、実施職員に業務の遂行状況を確認することができる。

(3) 校長は、在宅勤務者報告書（別記様式3）に必要事項を記載し、月ごとに教職員課に提出する。

6 その他

(1) 職務専念義務

実施職員は、実施日の勤務時間内においては、職務に専念するものとする。

(2) 個人情報の取扱いについて

個人情報を含む電子媒体（USBメモリー等）、情報機器（パソコン等）及び文書については、原則として学校外に持ち出さないこと。業務上やむを得ず持ち出す場合は、各学校の規程に則り管理責任者の許可を得た上で、個人情報の厳正な管理を行うこと。また、令和2年3月13日付け平31教職第848号に留意すること。

令 2 教 職 第 2 1 7 号
令和 2 年(2020 年) 6 月 1 1 日

各 県 立 学 校 長 様

教 職 員 課 長

「職務に専念する義務の特例に関する規則の運用について」の
一部改正について

このことについて、人事委員会から各任命権者宛てに、別添通知（令和 2 年 6 月 1 1 日付け令 2 人委第 8 3 号）が発出されたところです。

ついては、下記に該当するときは、職務に専念する義務を免除して差し支えないもの
としますので、職員への周知徹底をお願いします。

記

職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウ
イルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する
能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に感染し
た場合

各県立学校長 様

教 職 員 課 長

「職務に専念する義務の特例に関する規則の運用について」の
一部改正について

このことについて、別添写しのとおり人事委員会から通知（令和 3 年 6 月 2 日付け
令 3 人委第 6 9 号）があり、下記 1 のように改正されました。

ついては、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合も対象とし、職
務に専念する義務を免除して差し支えないものとします。

また、この取扱いについては、下記 2 のとおりとしますので、職員への周知徹底を
お願いします。

記

1 改正点

第 11 号関係に次の一号を加える。

五 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定による予防接種
若しくはこれに相当すると認められる予防接種を受ける場合又はこれらの予防接
種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合

2 上記 1 の取扱いについて

- （1）新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために要する往復時間等も、
職務専念義務を免除することができるものとする。
- （2）「これに相当すると認められる予防接種」としては、例えば、外国の政府又は外国
の地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に係る予防接種が考えられる。
- （3）「予防接種との関連性が高いと認められる症状」としては、副反応としての発熱、
頭痛、倦怠感等のほか、負傷又は疾病の症状も含まれる。
- （4）職務に専念する義務を免除する期間は、公務の運営に支障のない範囲内（療養す
る必要がある場合にあっては、そのためにやむを得ないと認められる必要最小限度
の期間）とする。

学校管理班

TEL : 083-933-4555

令 3 教 安 体 第 5 3 6 号
令和 3 年(2021 年) 8 月 3 1 日

各 県 立 学 校 長 様

学校安全・体育課長

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が
確認された場合の対応ガイドラインの送付について

このことについて、文部科学省から通知がありましたのでお知らせします。

本ガイドラインでは、緊急事態宣言対象地域等に指定された地域において、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断に当たっての考え方について示されています。

各学校におかれましては、引き続き、令和 2 年 3 月 16 日付け令 2 教安体第 849 号「学校における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（改訂版）」に沿って学校医や関係機関と連携を図りながら、感染防止対策の徹底や感染者が発生した場合の対応計画による濃厚接触者等の候補者のリスト作成及び保健所への提供をしていくこととしましたので、お知らせします。

なお、国の通知を踏まえて、今後「学校における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（改訂版）」を改訂する予定としています。

おって、別添写しのとおり、県医師会や県健康増進課を通じて各市町医師会や保健所にも協力を依頼していることを申し添えます。

【参考】休業判断までの主な流れ（別添参考資料 1 より抜粋）

（現状）

- 設置者は、保健所の見解や学校医の助言を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の可否を検討。

（変更点・・・緊急事態宣言対象地域等で保健所の業務が逼迫している地域）

- 設置者は、濃厚接触者等のリスト提出後、検査の実施や校舎内の消毒等に要する期間や学校内の感染状況に基づき、学校医等と相談し、学校の全部又は一部の臨時休業の可否、対象、期間を検討。

こども元気づくり班
担当 田村 ・ 伊藤
TEL : 083-933-4685 FAX : 083-922-8737
E-mail: tamura.chie@pref.yamaguchi.lg.jp

※ 県医師会や県健康増進課宛通知の写しは省略

緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下において、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインを取りまとめましたので、お知らせします。



事務連絡
令和3年8月27日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が
確認された場合の対応ガイドラインの送付について

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合に、地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携をとり、初動体制について、あらかじめ整理しておくことが重要です。

今回、特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下において、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断に当たっての考え方について、別添ガイドラインのとおり取りまとめましたので、各学校や学校の設置者において、地域の感染状況等に応じた対応の参考としてください。

なお、学校において、濃厚接触者等の候補者リストを作成、提示する場合には、

- ・ 感染者を含め、児童生徒等のプライバシーに配慮すること
- ・ 適切な候補者リストを作成するため、特定の教職員にのみ過度な負担がかからないようにすることに配慮しつつ、管理職の指示に基づき組織的に実施すること

などにご留意ください。

また、幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、出席停止等の対象となっていない幼児に対し、預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組を検討してください。

本ガイドラインについては、今後の感染の状況等を踏まえ、必要な見直しを行ってまいります。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の 対応ガイドライン（第1版）

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合に、地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携をとり、初動体制について、あらかじめ整理しておくことが重要です。

本ガイドラインでは、特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下で、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断等に当たっての考え方を取りまとめました。各学校や学校の設置者において、地域の感染状況等に応じた対応の参考としてください。

なお、本ガイドラインは、各地域において、今回お示しするような基準がない場合、又は改めて学校設置者と保健所とで学校で感染者が発生した場合の対応について協議する場合などに役立てていただくことを想定しており、既に各地域で同様の基準がある場合には、それによっていただいて構いません。

また、濃厚接触者等の特定等への協力に関する具体的な手続きについては、「感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について」（令和3年6月17日付け事務連絡）を参照してください。

1. 学校で感染者が確認された場合の対応

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにしてください。

また、児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとってください。

2. 濃厚接触者等の特定について

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、通常、保健所が行いますが、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域における学校においては、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者（以下「濃厚接触者等」という）の特定のため、校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合があります。学校、教育委員会等は、保健福祉部局その他関係機関と、事前に保健所との協力体制について可能な限り相談をしてください。

＜濃厚接触者等の候補の考え方＞

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。

①濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※学校において上記①②の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられる。

3. 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性については、通常、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて学校の設置者が判断することとなりますが、学校の設置者は、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域においては、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に臨時休業を行う範囲や条件を事前に検討し、公表しておくことが適切です。

＜臨時休業の範囲や条件の例＞

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討してください。

まず、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（全体として概ね数日～1週間程度）、臨時休業を行うことが考えられます。なお、ばく露から症状発症まで、最大14日、多くは5日と長いこと、既に感染が顕在化した時点で、臨時休業を行ったとしても感染の拡大がさらに広がる可能性があることに留意してください

い。

その上で、把握された全体像の状況によって、感染が拡大している可能性がある場合においては、教育委員会等の設置者は次の必要な対策として学級あるいは学年・学校単位の臨時休業の検討をしてください。

【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
 - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
 - ④その他、設置者で必要と判断した場合
- (※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)

○学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

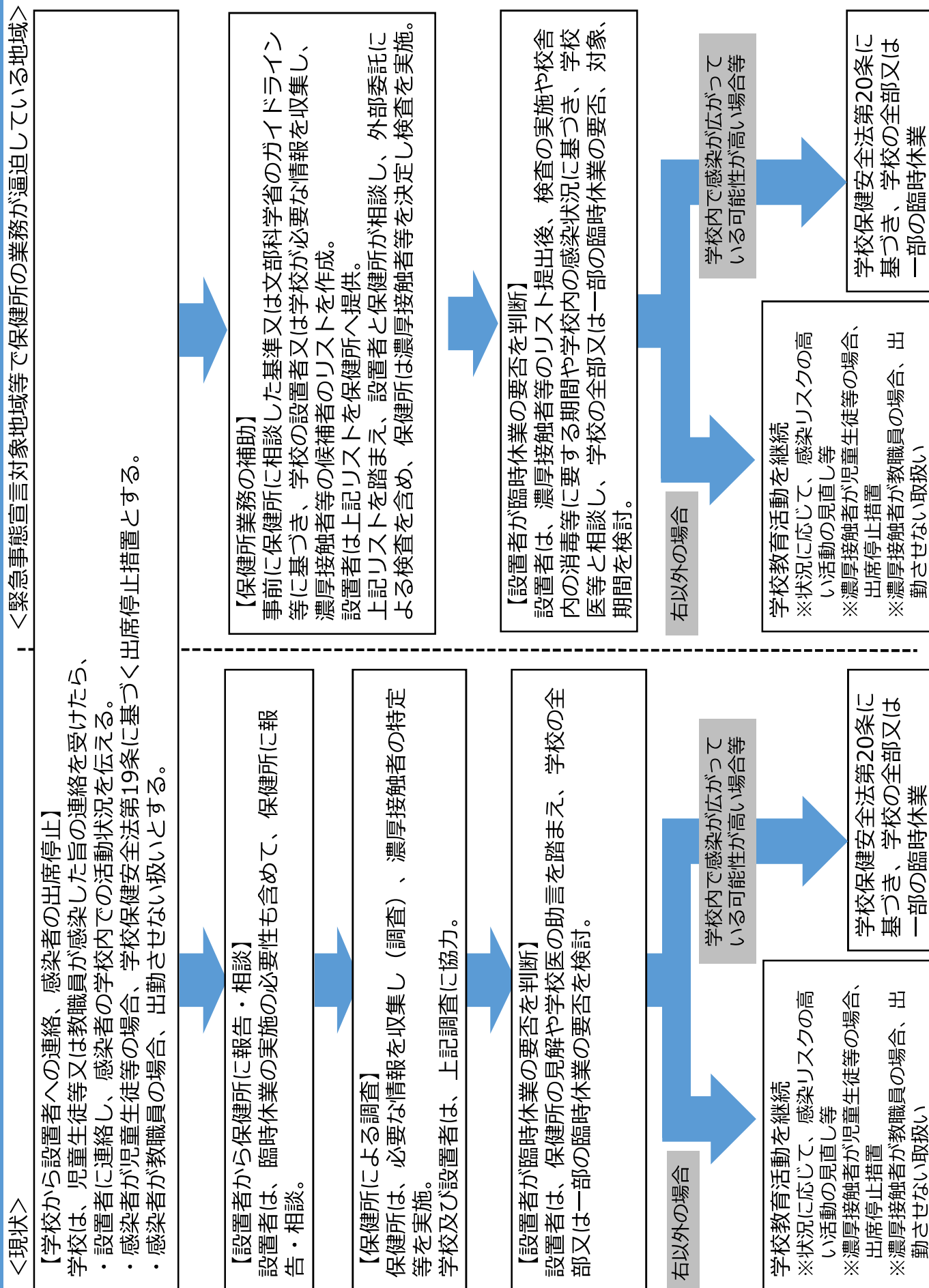
【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー



(県教育委員会における担当課)

山口県教育庁 教育政策課 教育情報化推進室

TEL : 083-933-4493 FAX : 083-933-4539

山口県教育庁 教職員課

TEL : 083-933-4555 FAX : 083-933-4559

山口県教育庁 義務教育課

TEL : 083-933-4590 FAX : 083-933-4609

山口県教育庁 高校教育課

TEL : 083-933-4620 FAX : 083-933-4619

山口県教育庁 特別支援教育推進室

TEL : 083-933-4615 FAX : 083-933-4619

山口県教育庁 人権教育課

TEL : 083-933-4640 FAX : 083-933-4649

山口県教育庁 学校安全・体育課

TEL : 083-933-4670 FAX : 083-922-8737